

議案第55号

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和2年10月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告を鑑み、教育長の期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成27年愛西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。